

周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及び
データ構築仕様書作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

山口県 周南市

1 目的

この実施要領は、周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託

(2) 業務の目的

別添「周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託参考特記仕様書」（以下「参考仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務内容

別添「参考仕様書」とおりとする。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの最優秀提案者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで

(5) 履行場所

周南市内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金6,496,600円（消費税及び地方消費税を含む。**※税率10%**）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

(7) 担当課

周南市都市整備部都市政策課

〒745-8655山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8427（直通）

FAX 番号 0834-22-3707（直通）

E-mail toshi@city.shunan.lg.jp

(8) その他

- 本業務の成果品の照査は、山口県業務委託共通仕様書等を参考に受託者が立案し、市が受理した照査計画に基づき適切に実施すること。
- 本業務に必要な資料については、受託者が国等の提供する各種資料から適宜収集するとともに、市が保有する提供可能なものについては受託者に提供又は貸与する。
- 参考仕様書に記載されている内容以外に必要な調査、分析、検討等については、技術提案として提案して実施すること。なお、提案内容の実施に係る費用については受託者の負担とする。

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 技術提案書の提出者

1) 単体企業として参加する場合

次の①から⑤までに掲げる要件を全て満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出時点において、「令和3・4年度周南市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）」に登録されていることに加え「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント）」を提出し、受付が完了していること。又は、「令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。
- ③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であること、かつ受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑤ 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和5年3月末までに提出し、受付が完了していること。

2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。また、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付すること。

(2) 予定技術者

1) 技術者資格

管理技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- ① 空間情報総括監理技術者
- ② 地理空間情報専門技術者 1 級

2) 手持ち業務

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる担当技術者に限る。）は、公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、契約見込みのものを含む。）について、4 億円未満かつ 10 件未満でなければならない。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務とする。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 4 億円未満、件数で 10 件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を交代させる等の措置要求を行う場合がある。

3) その他

予定技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していなければならない。

4 参加手続

(1) 実施要領・参考仕様書等の確認

1) 公告日

令和 5 年 6 月 16 日（金）

2) 公告方法

周南市ホームページ

3) 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。また、都市整備部都市政策課でも閲覧、配布する。（都市政策課で受領する場合は、事前に電話連絡をすること。）

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/40/101817.html>

(2) 参加表明書、技術資料、添付資料の提出

1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、参考仕様書及び周南市契約事務規則等の本業務に係る各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式1 (参加表明書)	1部
技術資料	様式2 (企業の業務実績調書)	ホチキス留め9部 クリップ留め1部
	様式3 (業務実施体制)	
	様式4 (予定技術者の経歴等)	
	様式5 (予定技術者の業務実績調書)	
添付資料 ・企業及び予定技術者の業務実績を証する資料 ・技術者資格を証する資料 ・提出企業パンフレット		1部

2) 提出期限

令和5年6月30日(金) 17時15分必着

3) 提出場所

「2(7)担当課」

4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

- ・持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く8時30分から17時15分までとする。
- ・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

(3) 技術提案書、添付資料の作成及び提出

1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書	様式6 (技術提案書表紙)	ホチキス留め9部 クリップ留め1部
	様式7 (業務の実施方針等)	
	様式8 (評価テーマに関する技術提案) ※テーマごとにA3判横1枚以内で作成すること。	
添付資料 ・見積書 ※様式自由。業務内容及び人件費等の積算内容がわかるように記載すること。		1部

2) 技術提案を求めるテーマ

以下の2つのテーマについて、業務実施の考え方を記載すること。

テーマ1 データ活用に向けた研修会等の内容について

テーマ2 本市の地理空間情報（GIS）データの有益な活用について

3) 提出期間

令和5年7月18日（火）から令和5年7月31日（月）まで

4) 提出場所

「2（7）担当課」

5) 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

- ・ 持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。
- ・ 郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザル実施要領の内容に疑義がある場合は、次のとおり質問票を提出することができる。ただし、参加表明書、技術資料及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

(2) 参加表明書・技術資料・添付資料に係る質問

1) 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票（様式9）によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和5年6月19日（月）8時30分から

令和5年6月23日（金）17時15分までとする。

（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号
「2(7)担当課」

4) 回答方法

令和5年6月27日(火)9時以降に周南市ホームページに掲載する。

(3) 技術提案書・参考見積書に係る質問

1) 質問方法

実施要領、参考仕様書等に係る質問は、質問票(様式9)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和5年7月18日(火)8時30分から

令和5年7月20日(木)17時15分までとする。

(ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。)

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号
「2(7)担当課」

4) 回答方法

令和5年7月24日(月)9時以降に周南市ホームページに掲載する。

6 選定方法

(1) 評価会

参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価は、「周南市統合型GIS等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)において行う。

(2) 参加表明書及び技術資料の評価(一次評価)

参加表明書及び技術資料の評価は、提出書類について、担当課において資格要件の確認及び評価者において評価する。

(3) 技術提案書提出者の選定・非選定

1) 参加表明書及び技術資料を提出した者のうち、評価の高いものから技術提案書の提出者として5者程度、市が選定する。

2) 選定結果の通知

選定・非選定の通知は、書面にて通知する予定である。また、選定されなかった者には選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を通知する。上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日

を含まない。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、周南市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の提出方法等

- ① 提出先 「2(7)担当課」へ提出すること。
- ② 提出方法 参加表明書の提出方法と同じ。
- ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の8時30分から17時15分まで

(4) 技術提案書の評価(二次評価)

1) 技術提案書等を提出した者にヒアリングを行い、評価会において評価する。

2) ヒアリング

- ① 実施場所 技術提案書提出要請時に通知予定
- ② 実施日時 令和5年8月上旬予定
(技術提案書提出要請時に通知予定)
- ③ 実施時間 技術提案書提出要請時に通知予定
- ④ 出席者 配置予定管理技術者等3名以内を予定
(技術提案書提出要請時に通知予定)

⑤ その他

・ヒアリング時の説明においてプロジェクター等の電子機器の使用は可とする。その場合において、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、ケーブル、パソコン等、その他必要なものは参加者において用意すること。また、いかなる理由であっても、機器の不具合等に関して、市は一切の責任を負わない。

・ヒアリング時の追加資料等の配付は認めない。また、プロジェクター等の電子機器は、提出された参加表明書、技術資料及び技術提案書又はそれらの内容の説明をするための補足資料を表示するために使用し、新たな提案を行ってはならない。

(5) 受託候補者の選定・非選定

1) 評価会は参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた技術提案書及び受託候補者を選定する。

- ① 各評価者の評価点の合計点が、最低基準点である550点以上(一次評価190点、二次評価360点)の点数を得た者がいなかった場合は、

受託候補者の決定は行わない。

② 技術提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

2) 選定結果の通知

選定・非選定の通知は、書面にて通知する予定である。選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）についても通知する。上記非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、周南市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 非選定理由の説明請求に対する回答

非選定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の提出方法等

- ① 提出先 「2（7）担当課」へ提出すること。
- ② 提出方法 技術提案書の提出方法と同じ。
- ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の8時30分から17時15分まで

（6）結果の公表

選定結果については、本プロポーザル手続の完了後に周南市ホームページで公表するものとする。

【選定結果の公表事項】

- ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由
- イ 参加者の名称（50音順）
- ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

また、本プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び文書で送付する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

7 評価項目等

参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価項目は、以下のとおりとする。ただし、評価会で評価項目を追加、変更等することがある。

評価者1人当たりの評価点は、合計200点（一次評価70点、二次評価130点）とし、評価者5名による合計1000点満点とする。

1) 参加表明書及び技術資料の評価基準（一次評価）

評価対象		評価の着目点		配点
参加表明者（企業） の経験及び能力		専門技術力	業務の実績	8
実施体制 予定技術者の技術力と業務	管理技術者	資格要件	技術者資格等	5
		専任性	手持ち業務の状況	3
		専門技術力		10
	担当技術者	資格要件	技術者資格等	5
		専任性	手持ち業務の状況	2
		専門技術力		10
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	5
		専門技術力	当該分野従事期間	2
	業務実施体制		各分野での技術者の配置	
配点合計				70

2) 技術提案書の評価基準（二次評価）

評価対象		評価の着目点		配点
実施方針・実施フロー・工程表等 (様式7)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度		10
	実施手順、 工程表	実施フローの妥当性 工程計画の妥当性		10
評価テーマに関する技術提案 (様式8)	評価テーマ 1	的確性		20
		実現性		10
		期待される効果		10
	評価テーマ 2	的確性		20
		実現性		20
		独創性		20
見積価格	適正な価格 設定か	配点×最低提案価格／提案価格		10
配点合計				130

8 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年6月16日(金)
② 参加表明書等に関する質疑受付	令和5年6月19日(月)から 令和5年6月23日(金)まで
③ 参加表明書等に関する質疑回答	令和5年6月27日(火)
④ 参加表明書等の提出期限	令和5年6月30日(金)
⑤ 技術提案書提出者の選定・非選定通知	令和5年7月14日(金)
⑥ 技術提案書等の受付期間開始	令和5年7月18日(火)
⑦ 技術提案書等に関する質疑受付	令和5年7月18日(火)から 令和5年7月20日(木)まで
⑧ 技術提案書等に関する質問回答	令和5年7月24日(月)
⑨ 技術提案書等の提出期限	令和5年7月31日(月)
⑩ 技術提案書の評価及びヒアリングの実施	令和5年8月上旬予定
⑪ 選定結果の通知	令和5年8月中旬予定
⑫ 業務委託契約の締結	令和5年8月下旬予定
⑬ 選定結果等の公表	契約締結後

9 契約（受託候補者特定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の技術提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整った場合、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、技術資料及び技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- 1) 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

- 2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- 3) 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4) 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5) ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- 6) 見積金額が実施要領2（6）に示している業務に要する費用（提案上限額）を超える場合
- 7) 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- 8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- 2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- 3) 技術提案書は、1参加者につき1案とし、複数の提案はできない。
- 4) 単体企業の参加者は、共同企業体として重複して参加することはできない。
- 5) 提出された参加表明書、技術資料、技術提案書等は返却しない。
- 6) 提出期限後における参加表明書、技術資料、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- 7) 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- 8) 参加表明書の提出後又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、「2（7）担当課」へ届け出ること。
- 9) 受託候補者として選定された事業者の技術提案書は原則公開できるものとする。
- 10) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者を選定するにあたり、必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。
- 11) 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理

由として、異議を申し立てることはできない。

- 12) 技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。
- 13) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- 14) 周南市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスより受信できない参加表明者は、「2（7）担当課」の窓口で資料を受け取ることとする。
- 15) 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者1名を選任すること。
- 16) 予定技術者の資格、業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

1 1 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添1）
- (2) 周南市統合型GIS等構築等基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託参考特記仕様書（別添2）
- (3) 参加表明書等作成要領（別添3）